

## 本マニュアルの趣旨

- ・このマニュアルは非常時における支部、支部会員の行動の指針とするもので、これにより支部および会員の行動を拘束し、または制約をするものではない。
- ・災害の発生は、それを予測してあらかじめ定められている手順や、マニュアルのとおりに対応が出来ないことが考えられる。そのような場合、会員は自身の判断で対応をする。

## 行動の目的

- ・横浜市と横浜市アマチュア無線非常通信協力会は、「災害時非常無線通信の協力に関する協定」（添付資料 参照）により 『電波法 52 条第 4 項』に定める災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市または区よりの要請により『災害情報の収集伝達』について協力をする事になっています。本マニュアルが規定する行動あるいは協力行動とは、この『災害情報の収集伝達』を目的とします。

### ※電波法 52 条第 4 項

非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)

横浜市との協定に基づき会員の行動基準を次のように定める。

## 0. 自己の安全確認

- (1) 各会員は、自分及び家族の安全を確実に確保する事を最優先とする。横浜市アマチュア無線非常通信協力会（以下「協力会」という）からの指示であっても危険を犯しての活動は慎むこと。

- (2) ボランティア精神に基づき費用、安全は全て自己責任を原則として行動すること。

通信活動中の事故についての補償は、横浜市と協力会との間で締結された協定の第 5 条による事になっています。それ以上の補償はありません。

（添付資料 協定第 5 条 参照）

第 5 条 第 2 条第 3 項の規定により通信活動中の協力会の会員が、それらの活動に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合においては、横浜市震災対策条例（平成 25 年 2 月 28 日横浜市条例第 4 号、）第 36 条第 1 項の規定に基づき、補償できるものとする。

2 通信活動中の協力会の会員が、それらの活動を遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、横浜市震災対策条例第 36 条第 2 項の規定に基づき、賠償できるものとする。

## 1. キー局と会員の初動

震度5強以上で電話が不通の状態を確認した時、あるいは報道等からの各情報が大災害の発災を伝えている時、あるいはこれらの徴候を察知した時、キー局及び会員は始動する。

- (1) キー局は 3 項の伝達方法に記載された周波数においてその個人コールサインにより
  - ①会員の安否状況及び各員の協力行動への参加可能か否か等の状況の把握を行う。
  - ②区役所局の開局がなされたかの確認を行う。開局されていない場合は、協力行動可能な会員の中から、区役所局に移動する会員を任命する等、区役所局の速やかな開局を援助する。
- (2) 会員は、3 項の伝達方法に記載された周波数においてその個人コールサインにより
  - ①指定周波数を傍受し、各自の安否状況及び協力行動参加可否状況をキー局に伝達する。キー局からの協力行動の指示に従う。
  - ②「①」の連絡がつかず待機先の連絡を受けられない場合は、各自の所属する地域防災拠点に向かう。この時、地域防災拠点局の運用に必要な無線機材を持参する。
  - ③地域防災拠点に他の会員がすでに到着している場合は、協力して地域防災拠点局の開局、運用を行う。
  - ④地域防災拠点に他の会員が到着していない場合、直ちに、6 項により地域防災拠点局を開局し、運用を開始する。

## 2. 協力行動の開始

- (1) 横浜市及び戸塚区に対しての、協力行動は次の何れかの要請を受けて行う。
  - ①横浜市内に災害が発生し、または発生のおそれがあり横浜市災害対策本部長（横浜市長）よりの要請があった場合。
  - ②戸塚区内に災害が発生し、または発生のおそれがあり戸塚区災害対策本部長（戸塚区長）より要請があった場合。
  - ③会員が災害状況により緊急を要すると判断し、上記の要請を待たずに災害情報の収集及び伝達を行ったときは、上記要請があったものと見なす。
- (2) 上記要請があった場合、4 項で規定する統制局は3 項に規定する方法等にて会員に対し、協力要請が有った旨を速やかに伝達し、会員の指揮統制を行う。

## 3. 情報伝達方法

- (1) 会員間で情報伝達に使用する周波数は 438.48MHZ または、145.48MHZ とする。

上記周波数が使用できない場合、 $438.48 \pm 20\text{KHz}$ 、又は $\pm 40\text{KHz}$ 、あるいは 145.48 - 20KHz の範囲で連絡周波数の再設定を行う。145.50MHz は非常通信周波数で既に割り当てられているので使用しない。

(注) 交信に当たっては、430MHz 帯をメインバンドとし、了解度が低い場合は 144MHz 帯を使用する。尚、上記周波数でも使用できない場合は、メインチャンネル（433.00MHZ、145.00MHZ）にて、連絡周波数の再設定を行う。
- (2) 区役所局の使用するコールサインは JR1YWP とし、その他の無線局（地域防災拠点、移動局 等）は個人コールサインを使用する。複数の会員で同一局を運用する際は、適宜オペレータ名も送信する。

#### 4. 統制局

- (1) 戸塚区内地域防災拠点局及び会員の統制は区役所局 JR1YWP が行う。
- (2) 区役所局が未開局の場合は、キー局が上記 (1) の統制を代行する。

#### 5. 区役所局

- (1) 震度 5 強以上で電話が不通の状態を確認した時、あるいは報道等からの各情報が大災害の発生を伝えている時は区役所担当会員、又は区役所の近くの会員は安全を確認しながら速やかに区役所へ移動し、JR1YWP 局設備を無線交信可能な状態にする。
- (2) 戸塚区災害対策本部より（本部長の命をうけて庶務班長、または情報班長が連絡の任に当たる）協力要請が発せられているかを確認する。

また、必要に応じ、438.14MHz、145.14MHz、（以上 FM）で、市役所の協力会統制局 JR1YWC からの情報の傍受または同局との交信により、横浜市災害対策本部から協力要請が発せられているかを確認する。

いずれの場合も要請を確認した際は、上記 3 項の伝達方法によりキー局並びに会員へ協力要請が発せられていることを伝達する。

<参考> 隣接区支部の統制局コールサインと使用周波数：

泉区 JL1YIC (438.68/145.68)	栄区 JL1YIB (438.24/145.24)
港南区 JR1YWI (438.64/145.64)	南区 JR1YWH (438.32/145.32)
旭区 JR1YWK (438.08/145.08/)	保土ヶ谷区 JR1YWJ (438.72/145.72)

- (3) 各地域防災拠点局の開局状況（無線機が交信可能か）を確認する。開局状況は災害対策本部の情報担当者、およびキー局に適宜伝達する。

以降、区役所災害対策本部と各地域防災拠点間の情報伝達業務の運用に入る。

#### 6. 地域防災拠点局

- (1) 会員は在住する各地域防災拠点に各自の無線機材を持参し、避難所となる体育館または指定された場所に地域防災拠点局を開局する。

開局に当たっては、地域防災拠点に備え付けの、GP アンテナ、同軸ケーブル、ポール、三脚等を備蓄倉庫より搬出し、持参した無線機材と組み合わせ無線局を構成する。無線局の構成・アンテナの設置場所などについては、必ず、区役所局との交信が確保されるものとする。

- (2) 区役所局に開局完了の連絡を行い、以降、区役所災害対策本部と各地域防災拠点運営委員会間の情報伝達業務の運用に入る。

#### 【開局に当たっての注意事項】

地域防災拠点には、AC100V 発動発電機・電源延長コード等が備え付けられているが、これらは夜間の照明など防災拠点の運営に使用されるものであり、アマチュア無線による地域防災拠点局の運用での使用が制限される可能性がある。無線局の構成は、これらの電源を使用しなくとも運用できる構成とすること。(バッテリー・乾電池等で稼働するものが望ましい)

#### 7. 横浜市と区支部間の交信周波数

横浜市全体の統制局であるアマチュア無線本部 (JR 1 YWC 横浜市役所クラブ) との交信周波数は 438.14MHZ 、145.14MHZ を使用する。

#### 8. 区役所局が未開局の場合のキー局の運用方法

(1) 区役所局が未開局の場合のキー局の優先順位は以下の通りとする。

JA0FFP/1 → JA1JYS → JH1OAI → JA1JSC

上位優先順位の局がオンエア出来ない場合には順次、下位局が代行する。

(2) 指定周波数にて上記キー局が運用されない場合は、会員局は代行キー局としてキー局の役割を遂行することができる。複数の代行キー局が運用可能な場合は、相互に協議のうえ優先局を決める。

以上

#### 改定記録

1. 2016/9/30 新規作成
2. 2020/6/30 改定 区役所局が未開局の場合のキー局の見直し 等
3. 2021/8/20 改定 8 項キー局の見直し
4. 2023/11/5 改定 3 項情報伝達方法における使用周波数の見直し

(別紙)

一般留意事項

- A：出動する会員は支給のジャンパーコート・ビブスとヘルメットを着用しましょう。また、各拠点では誤解を受けないよう横浜市アマチュア無線非常通信協会の会員証明書を掲示して下さい。
- B：会員は協定により要請を受けて行動するもので、統制に従って慎重に行動しましょう。
- C：会員は平時より非常用電源に関心を持ち、バッテリーは充電状態に保つよう配慮しましょう。

マニュアル編集後記：(2015/05/16 JA1JYS)

現状の本マニュアルは非常時の初動のやり方が主な記述になっていますが、非常時に想定される様々な状況に対応できる様に、逐次改善して行く必要があると考えます。以下今回の改訂内容と課題を記します。今後の継続的なマニュアルの整備に役立てば幸いです。

(1) 情報伝達用各種フォーマットは訓練マニュアルの添付資料として整備されました。非常時に情報伝達業務の運用に入った場合にもこれらを利用することが、情報の宛先、発信者も含め依頼された伝達情報を正確に伝える補助手段として有効と考えられます。今後、訓練でこれらの使い方に習熟することが必要と考えます。

(2) 現状では発災時に協会の戸塚支部の会員以外との協力・連携の運用方法は規定がありません。個別に当事者(キー局、区役所局、地域防災拠点局)の判断で実施することになります。災害発生時に、例えば個人のアマチュア無線局が協力を申し出てきた際に、協力を受ける場合はどのようにしてもらうかの手続き・分担・説明などの方法を予め検討し、本マニュアルに記載することで、スムーズに対応できるようになると考えます。

(3) 横浜市と協会間の従来の協定が破棄され、平成25年5月12日付けで新たな協定が締結されました。補償の内容が大幅に変更されておりますので、本マニュアルの該当部分を修正しました。あわせて、文意の明確化のため用語の修正を行いました。

以上

(添付資料)

## 災害時非常無線通信の協力に関する協定（横浜市アマチュア無線非常通信協力会）

横浜市と横浜市アマチュア無線非常通信協力会(以下「協力会」という。)の間に、次のように協定を締結する。なお、平成16年6月17日に締結された「災害時非常無線通信の協力に関する協定」は、これを廃止する。

### (趣旨)

第1条この協定は、電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合の非常通信について、横浜市が協力会に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする

### (協力の要請)

第2条横浜市長(以下「市長」という。)は、横浜市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について協力会の協力を必要とするときは、協力会に加入している無線局に協力を要請することができる。

2災害状況により緊急を要すると判断し、前項の要請を待たずに無線局が災害情報の収集及び伝達を行ったときは、無線局へ協力の要請があったものとみなす。

3前2項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

4市長は、横浜市内で実施される地域防災拠点等における通信訓練等においても、協力会に加入している無線局に協力を要請することができる。

### (協力要請の手続)

第3条前条第1項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手続は、横浜市総務局危機管理室長(以下「危機管理室長」という。)が担当する。

ただし、状況により区長又は消防署長が担当することができる

### (通信統制)

第4条無線局が第2条第3項の規定により通信活動を行う場合は、危機管理室長が指定する無線局の統制に従うものとする。

### (補償等)

第5条第2条第3項の規定により通信活動中の協力会の会員が、それらの活動に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合においては、横浜市震災対策条例(平成25年2月28日横浜市条例第4号、)第36条第1項の規定に基づき、補償できるものとする。

2通信活動中の協力会の会員が、それらの活動を遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、横浜市震災対策条例(平成25年2月28日横浜市条例第4号)第

**36 条第2項の規定に基づき、賠償できるものとする。**

**(報告)**

**第6条協力会の会長(以下「会長」という。)は協力できる無線局の状況について、毎年4月末日までに別に定める様式により市長に報告するものとする。**

**(通信訓練等)**

**第7条市長は、第2条第3項の規定による円滑な通信活動に寄与する日常の通信訓練等に対し、協力するものとする。**

**(協議)**

**第8条この協定の実施に関して必要な事項は、市長と会長とが協議して定める。  
この協定の成立を証するため協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1 通保有する。**

**平成25年5月12日**

**横浜市横浜市長林文子**

**横浜市アマチュア無線非常通信協力会会長齊藤文三**